

定款

合同会社・社員1名

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、合同会社〇〇〇〇と称する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(3) 前各号に附帯関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を〇〇県〇〇市に置く。

第4条（公告方法）

当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社員及び出資

第5条（社員の責任）

当会社の社員は、全員を有限責任社員とする。

第6条（社員の氏名、住所、出資の目的及びその価額）

社員の氏名及び住所並びに出資の目的及びその価額は、次のとおりである。

〇〇〇〇

金 円

第7条（持分の譲渡）

社員は、他の社員の全員の承諾がなければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。

第8条（社員の加入及び定款の変更）

当会社の定款の変更及び新たに社員を加入させることは、総社員の同意によって行う。

第3章 業務の執行及び会社の代表

第9条（業務執行社員）

当会社の業務は、社員〇〇〇〇が執行する。

第10条（代表社員）

当会社の代表社員は、〇〇〇〇とする。代表社員は、当会社を代表する。

第11条（報酬）

業務執行社員の報酬は、総社員の同意によって定める。

第4章 計算

第12条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年〇月1日から翌年〇月末日までの年1期とする。

第13条（損益の分配）

各事業年度の損益は、社員の出資の価額に応じて各社員に分配する。

第14条（利益の配当）

利益の配当は、総社員の同意によって定める時期及び方法により、社員の出資の価額に応じて行う。

第5章 附則

第15条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から 年 月末日までとする。

第16条（設立時の資本金の額）

当会社の設立時の資本金の額は、金 円とする。

第17条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、合同会社〇〇〇〇を設立するため、社員〇〇 〇〇がこの定款を作成し、次に記名押印する。

年 月 日

社員 住所

氏名



※ 合同会社の定款には、目的・商号・本店の所在地・社員の氏名又は名称及び住所・社員の全部を有限責任社員とする旨・社員の出資の目的及びその価額又は評価の標準を記載します（会社法576条1項・4項）。公証人の認証は不要ですが、定款の作成自体は必要です。社員になろうとする者は、設立の登記をする時までに出資に係る金銭の全額を払い込みます（会社法578条）。紙の定款には印紙税4万円がかかります。